

# 群馬県道路交通法施行細則の一部改正について

平成21年7月1日から幼児2人同乗用自転車に限り、幼児（6歳未満）の2人同乗が認められました。

## 改正前 (普通自転車のみ)

1 6歳以上の者が幼児（6歳未満の者）1人を幼児用座席に乗車させて運転する場合



1 6歳以上の者が4歳未満の者をひも等で確実に背負って運転する場合



## 改正後 (幼児2人同乗用自転車の導入)

1 6歳以上の者が幼児（6歳未満の者）1人を幼児用座席に乗車させて運転する場合

1 6歳以上の者が幼児2人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させて運転する場合 (追加)



1 6歳以上の者が4歳未満の者をひも等で確実に背負って運転する場合

1 6歳以上の者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負い、かつ、幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に幼児1人を乗車させて運転する場合 (追加)

